平成２４年（フ）第４６５号
鹿児島県鹿児島市東谷山１丁目15番６号　ライト東谷山305号
債務者　清水　伸治
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第６５号
鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋1115―61、住民票上の住所鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋瀬久井東１番地１
債務者　奥村美穂乃
1　決定年月日時　平成24年12月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで　鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２４年（フ）第４６号
鹿児島県枕崎市宮前町70番地
債務者　板敷　初夫
1　決定年月日時　平成24年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで　鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２４年（フ）第４７号
鹿児島県枕崎市宮前町70番地
債務者　板敷　瑞江
1　決定年月日時　平成24年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで　鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２４年（フ）第１７８号
青森県三戸郡三戸町大字川守田字沖中65番地10
債務者　中田　清一
1　決定年月日時　平成24年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第８３号
宮城県大崎市古川中里１丁目５番10号
債務者　中鉢　　香
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第１５５号
宮城県大崎市岩出山字通丁99番地３
債務者　小野　雅清
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第２８２号
秋田市飯島鼠田１丁目14番13号
債務者　吉川　　満（旧姓升屋）
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３３４号
福井市南楦原町第20号15番地５　県営住宅大安寺団地２号館202号室
債務者　山本みちよ
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３７０号
福井県鯖江市大倉町第16号22番地
債務者　佐々木喜美枝
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３７１号
福井県あわら市二面第48号10番地　大江戸温泉物語あわら　館内寮431号室、旧住所金沢市東山３丁目３番27号
債務者　櫻井美佐恵
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３７５号
福井市下荒井町第10号101番地　下荒井団地２号館507号室
債務者　西川　克次
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３８１号
福井市春日２丁目10番６号
債務者　上岸　恵子
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３８５号
福井市大島町柳211番地２
債務者　山本　美紗（旧姓徳重）
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５４号
京都府京丹後市網野町下岡965番地
債務者　袖中　芳治
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで　京都地方裁判所宮津支部

平成２４年（フ）第１０６号
大阪府八尾市上尾町３丁目29番地の３、申立時の住所大阪府羽曳野市西浦４丁目５番５号
債務者　森山　峰雄
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１２４５号
大阪府富田林市大字新堂2172番地１　Ｎ―305、前住所千葉市中央区新田町17番10号ＰＬ千葉教会
債務者　長谷川忠司
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係